

## 総務文教常任委員会で審査した議案

### 議案第11号 松田町職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部を改正する条例

この条例は、3月7日に上程され、総務文教常任委員会に付託されました。委員会は、3月12日と15日に開催され審査をしました。

審査の主な内容は、一般社団法人化される松田町観光協会に職員を派遣することができるように改正するもので、近隣市町の状況や職員定数との関係等について審査しました。

審査の結果、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定し、左記の

### 議案第11号 松田町職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部を改正する条例

#### 総務文教常任委員会報告書(抜粋)

総務課長及び担当職員出席のもと、近隣市町の状況や職員定数との関係、派遣職員の費用負担等を詳細に審査しました。

審査の結果、「公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」に基づき、一般社団法人化する観光協会を派遣できる団体に追加することは、更なる観光振興を図るため必要であると判断しました。

なお、次の項目について、強く申し入れをして原案のとおり賛成することとしました。

- (1) 職員定数の適切な範囲の中で、必要最低限に実施されたい。
- (2) 職員の派遣は、期限を定め実施されたい。

とおり報告書を16日の本会議で報告しました。

本会議では、総務文教常任委員会の報告書のとおり、町長から提出された原案が、賛成全員で可決されました。



4月2日に一般社団法人化された町観光協会

### 議案第12号 松田町民文化センター条例の一部を改正する条例

この条例は、3月7日に上程され、総務文教常任委員会に付託されました。委員会は、3月12日と15日に開催され審査をしました。

審査の内容は、町民文化センターの複合拠点施設整備に伴い、ボルダリング施設及びトレーニングルームの施設使用料を

### 議案第12号 松田町民文化センター条例の一部を改正する条例 総務文教常任委員会報告書(抜粋)

副町長、教育課長及び担当職員出席のもと、近隣施設の料金体系、町内同種の施設運営者への説明状況、運営や利用の仕方、一部改正案の表記方法等を詳細に審査しました。

審査の結果、近隣施設と比較して料金は妥当なものと判断しましたが、「スポーツ施設の基本使用料」について、表現が適切なものでないと判断して、原案の一部を修正する必要がある結論に達しました。

なお、次の項目について、強く申し入れをいたします。

- (1) 運営に当たっては、近隣の類似施設と協力して相乗効果が得られるよう連携されたい。
- (2) 今回整備したボルダリング施設等の利用に対しては、安全管理の徹底を図られたい。
- (3) 当該施設は複合拠点施設であるため、文化団体等の運営についても配慮されたい。

設定するため、近隣施設の料金体系、町内同種の施設運営者への説明状況、運営や利用の仕方などを審査しました。

審査の結果、賛成全員で原案の一部を修正可決(条例改正文の表現を修正)すべきものと決定し、右記のとおり報告書を16日の本会議で報告しました。

本会議では、総務文教常任委員会の報告書のとおり、委員会の修正案及

び修正案以外の部分の原案が、賛成全員で可決されました。



町民文化センター外壁に設置されたリードウォール(高さ13m・幅6m)

#### スポーツ施設の基本使用料(1時間あたり)

・リードウォール	大人	2,000円、中学生以下	1,000円
・ボルダリングウォール	平日	大人 700円、中学生以下	350円
	休日	大人 1,000円、中学生以下	500円
・トレーニングルーム	大人	100円、中学生以下	使用不可

※上記は、町内在住、在勤、在学者の使用料です。町外の方の使用料は、上記使用料の倍となります。(消費税は別途加算)